

平成19年第6回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成19年12月7日(金曜日)

議事日程 第2号

平成19年12月7日(金曜日) 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 前田善成君 | 2番 | 阿部賢一君 |
| 3番 | 林一彦君 | 4番 | 山田庄一君 |
| 5番 | 河合生博君 | 6番 | 林喜美雄君 |
| 7番 | 原澤良輝君 | 8番 | 穂苅清一君 |
| 9番 | 島崎栄一君 | 10番 | 高橋市郎君 |
| 11番 | 久保秀雄君 | 12番 | 小野章一君 |
| 13番 | 中村正君 | 14番 | 鈴木幸久君 |
| 15番 | 河合幸雄君 | 16番 | 鈴木勲君 |
| 17番 | 森下直君 | 18番 | 根津公安君 |
| 19番 | 速水一浩君 | 20番 | 本多秀律君 |
| 21番 | 倉澤長男君 | 22番 | 阿部源三君 |
| 23番 | 傳田創司君 | | |

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

| | | | |
|--------|------|------|-----|
| 議会事務局長 | 林耕平 | 議事係長 | 林和也 |
| 書記 | 深代和恵 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 鈴木和雄君 | 副町長 | 腰越孝夫君 |
| 収入役 | 大川浩一君 | 教育長 | 登坂義衛君 |
| 総務課長 | 鬼頭春二君 | 水上支所長 | 小野良一君 |
| 新治支所長 | 山賀晃男君 | 総合政策課長 | 林昭君 |
| 税務課長 | 林文博君 | 保健福祉課長 | 阿部一司君 |
| 環境課長 | 阿部正君 | 農政課長 | 阿部行雄君 |
| 観光商工課長 | 木村一夫君 | 地域整備課長 | 若桑一雄君 |
| 上下水道課長 | 鈴木初夫君 | 学校教育課長 | 石坂武君 |
| 生涯学習課長 | 宮下達男君 | | |

開 会

午前9時開議

議 長（傳田創司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

開 議

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めます。

日程第1 一般質問**通告順序第4 10番 高橋 市郎 1. 成人式について**

議 長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、8名の議員より通告がありましたが、昨日すでに3名の議員の質問が終了しております。

昨日もご案内のとおり、一般質問は答弁を含めて、一人持ち時間40分であります。

質問者は許可を得た通告内容の範囲内にて質問されますようご協力をお願い申し上げます。

また、関連した事柄の答弁については求めないようご協力お願い申し上げます。

当局も質問に対して、答弁は明瞭簡略に努められますようご協力お願い申し上げます。

以上、時間制限の有効利用のため、お願いとご協力を申し上げ、ただ今から一般質問に入ります。

それでは昨日に引き続き、5名の質問を順次、許可いたします。

まず、10番高橋市郎君の質問を許可いたします。

（10番 高橋市郎君登壇）

10番（高橋市郎君） 議長の許可をいただきましたので、成人式について質問をさせていただきます。

町の成人式が、昨年度4月の第一日曜に開催されました。今年度も同じ日程にての開催が決定されています。

なぜ、年度始めの気ぜわしい時期である、この日程なのかとの意見を当事者はもちろんのこと、その家族の方々等と多くの町民からお聞きいたしております。

この件については、町当局についても当然意見として届いているはずですが。

しかしながら、その説明は議会にもなく、私たちが町民から問われても困るような状況であります。きちんとした訳をお聞きしたいと思います。

また、議会全員協議会において、成人式について該当者の意見を聞く手段を講じてはいかがなものかとの意見が多く出され、議長からその申し入れをしていただいたにもかかわらず、その回答は、「町長の指示がないので出来ない」とのことでありました。

これからの町を担うべき若者の声に耳を傾けようとしないやり方にこんなことで良いの

であろうかと思う次第であります。

明るく住み良い活力ある町をつくる、誰もが思っ、また言っていることであり、そのためには町民の声、特に若者の声を大切にしなければいけないのではないのでしょうか。

一つの行事の問題だけとして捉えるのではなく、このような一つの経過が大きな問題であると考えるものであります。町長の明快な答弁を求めるものであります。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 高橋市郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、成人式についてですけれども、国は昭和23年に交付施行した祝日法によりまして、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとすることを祝い励ます趣旨の下に、翌年の1月15日を成人の日と制定しました。成人式の開催は、今日まで「成人の日」の前日の日曜日、またその年のGWやお盆、あるいは夏や秋に行う市町村が多いようです。

特に町村では、後者が多いわけですが、これは就職や進学でふるさとを離れる人が多く、その町村にある実家に帰省する人が多いお盆や夏のうちに前倒して行う方が参加しやすい、晴れ着等に金銭をかけなくて済むという配慮が働いているようであります。

特に岩手県では、半数以上の町村がお盆に開催をしていると聞いております。

また豪雪地帯では、天候が荒れるためにせつかくの晴れ着が汚れる、あるいは交通機関の乱れに巻き込まれるなどのアクシデントも考慮して開催をされているようであります。

町村合併前の成人式は、旧新治村と旧月夜野町が1月に、旧水上町が雪の関係から4月に開催しており、永く伝統行事として定着しておりました。

このような経過の中で、合併後の第1回成人式は是非とも一本化したいと判断し、平成18年1月8日にカルチャーセンターで開催いたしました。

しかし、ご案内の通り、この年は大変な豪雪に見舞われ、当日は交通機関もマヒをしました。併せて、駐車場も満足に確保できない状態となり、成人者並びに来賓各位には大変なご苦勞をかけしました。

特に、水上地区からの関係者は、出席が危ぶまれる状況でありました。その後、水上地区を中心に、成人予定者のご父兄や区長等から、次回の成人式は是非とも雪の心配がない4月にして欲しいと多数の要望が寄せられました。

早速、町として検討を重ねましたが、その結果は「合併して大きな町となり、同じ町内に大変な地域があれば、そこに住む人々の事情を考慮して開催すべきである」との結論でした。

そこで、旧水上町で実施しておりました4月の第一日曜日に変更したいと考え、区長会役員会議や議員各位にご報告をして、ご理解とご協力を頂きました。

そして本年は、4月1日に第2回の成人式を開催することができました。

当日は穏やかな天候に恵まれ、式典終了後は外で記念写真を撮ったり、恩師を囲んで談笑をされる等、和やかな成人式を行う事ができました。

しかし、その後、月夜野・新治地区を中心に、区長等から「1月に開催して欲しい」、また「4月は就職や年度始めで忙しいので5月や8月では」更に、「成人者が主役であるので、該当者にアンケートを取ったらどうか」等のご意見を頂きました。

そこで、私は6月の区長会役員会議で町民の要望を話し、区長各位のご意見も伺いまし

たが、結論としては「主催は町であり、何時にするかは町長の専権事項である。区長会が決めるべきことではないので、色々の意見を総括して町が決めて、その結果を報告すれば良い。」ということでありました。

町としては、来年の成人式を相互扶助の精神で、本年同様の4月に開催することを決定し、7月の区長会役員会議、並びに9月の議会全員協議会に報告しました。

なお、新治地区区長会からは、その後、再来年の成人式から祝日「成人の日」に近い日で開催して欲しい旨の要望書が提出されております。

新生「みなかみ町」が誕生してから2年余りが過ぎましたが、最も大事なことは旧町村の意識を忘れ、如何にして一体性を持った町づくりができるかであります。

私は町づくりをするにあたり、上杉鷹山公の「自助・互助・扶助の精神」を申し上げましたが、その基本は「思いやりの心」であります。

来年は、4月6日と決定させて頂きました。それ以降については、全員協議会でも申し上げましたように、私は専権事項を振りかざす考えはありません。

次回の町議会議員選挙は、全町一区で鎬をけずることになります。そして町議会は、みなかみ町々民の意思を決める議決機関であります。是非とも、町議会は十分に時間を掛けて地域事情を把握され、意見を聴取し、広く万機公論により成人式の期日を決めて欲しいと思います。私はその決定を尊重する考えであります。以上です。

議 長（傳田創司君） 10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 一点、先ほど町長の答弁に昨年の成人式が区長会並びに議員に相談してという話があったのですけれども、我々が4月の第一日曜という決定を聞いたのは、回覧板が回った後ですよ、それは間違いですよ。ちょっと、その点。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 相談してなんて言いませんよ。「報告をした」と言ったのですよ。

議 長（傳田創司君） 10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 報告ね。それ程、先ほど思いやりの精神で雪の地域の人たちに思いやりを持っていくことが、町の一体感につながるんだと、それは確かにそうなのです。

にもかかわらず、4月の第一日曜、新しく各種専門学校や短大を卒業した人たちが就職するわけです。その人達が、とても4月の第一日曜は大変なのだという、これは精神的な問題ですよ。そういう人たちの精神的問題は一つも無いということなのか、これは片手落ちではないですか。その点は、どうですか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 私は、今言った年度初めの問題はそれは聞いております。そういう中で、今までの伝統行事として定着してきた4月の第一日曜日に、全町としては取り組んでいこうということを決断して確かにやったことは事実ですけれども、その後のいろいろな要望等についても、別に4月の第一日曜日でなくても5月でも8月でも、私はいつそのこと、お盆にしたって、私は良いと思うのですよ。別に4月の第一日曜日にこだわっているわけではないのですよ。

だから、そういういろいろな意見があるとすれば、区長会が言われるように専権事項かもしれないけれども、やはり議会というのは町民の代表の議決機関なので、そういう中で町民皆さんの意見を聞いて、それを議会で集約して、やはり決めていくことで、

それで私は良いと思うのですよ。だから、そういうふうにして下さいと言っているわけです。そうしてもらえば、それに従いますよと、私は言っているわけなので、それはお分かりいただけるでしょう。

この前の全員協議会でもお話ししたとおりで、今までは選挙区が旧町村ごとの選挙区になっておりましたけれども、次回からは全町が町議会議員選挙の選挙区になりますよね。

したがって、例えば新治の人も水上のことを、水上の人も月夜野のことをと、各地区のことをよく知り、その地域の問題点を集約して、そして町民に期待される町政をしていきますよということを、おそらく公約をして立候補すると思うのですよ。

だから、そういう時代が来るわけですから、やはり全町的な判断の中で一つの方向を議会で決めていただければ、それに従いますよと言っているのです。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 確かに今、議論がかみ合わない、議会が決めればという話になっているのですけれども、今までの経過というものの中で、先ほど私も言ったのですけれども、町長の出席を求めるわけではなかったのですけれども、全員協議会において、担当者の出席を求めて、「なぜ雪があるから4月の開催なのだ」と、それでは説明にならないわけですよ、説明にならなかったのですよ。

だから、担当者の出席を求めて、きちんとした説明をして欲しいという申し入れを議長がしたのですよ。にもかかわらず、全協においての説明というものは一切無いですね。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 議長が私に申し入れしたのですか。

10番(高橋市郎君) 誰にしたか知らないですけれども。

町長(鈴木和雄君) だけれどもですね、それについて聞いたとしましょう。

だから、9月の全員協議会に私が出席をして、それで成人式の問題について詳細お話をして、次回はこうにしますよということを言ったと思うのですよ。

その時、要するにそれ以降については、先ほど申し上げましたように、議会の皆さん方で、町民のいろいろな意見を聞く中で、方向を決めて下さいよという話をしましたよね。

その時になぜ言ってくれなかったのですか、いろいろと意見があるのならば。

そこで十分に意見交換などは出来るわけではないですか、全員協議会に我々も出ていたわけですから。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) そういうことで、そこでやれば良いんだという解釈でしょうけれども、一般質問でやってもいいわけですから、ここでぜひ、その後なのです。

私も町長がそういう話で言った、だからそのつもりでいたのですけれども、先般、つい最近、11月の連休の時に、やはり来年、成人式を迎える方と保護者の方が、たまたま家にお客さんとして見えたときに、振り袖を着て、前撮りをして来たのだと、「でも、私は短大に行っているんで、来年4月の成人式には帰って来られないんですよ。なぜ4月なのですかね。」ということを切実と訴えるわけですよ。「ぜひ、そのことをきちんとつないで下さいよ。」と、我々もそれなりに、最初の開催年度の1月8日の成人式の時から申し上げてきたと思うし、何で今年度もそういうことなんだと。

我々も、今年度の成人式が4月に決まるのは、説明の時にここに印刷してあった、それ

で知ったのが事実ですよ。そういう経過があるんです。

それともう一点、町の一体感とかどうのこうのという中で、今の成人者が、言っている話が、そんなに我々が4月じゃ大変だという人たちがいるにもかかわらず、雪のことしか言っていない、そのような状況であるならば、中学校単位での分散開催をして欲しいと、まっ月夜野の人たちの話ですけれども、中学校単位でやる方がよっぽど良いのだというのが若い人たちの意見として実際あるのですよ。

そういうことは、若い人たちにそういう思いを植え付けちゃった。そのことは町の一体感がどうのこうのとか、来年、今度の選挙は議員全員が一つの選挙区でやるから、あっちの人がこっちの思いを知るなんていう、町長の今の話とは別次元の、実際にこれから町を背負って立つ、成人を迎える人たちがですよ、そういう気持ちになっちゃっているんだよ、実際。だから、私は問題だって言うんですよ。その点を理解してくれますか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 高橋議員の近くの皆さん方がそのように今言われた話は聞きました。

そうすると、水上の方もやはり水上の議員さんに当然、言いますよね。

そういう中で、どのようにしたら一番良いのかと決めていくのが、我々でしょう、議会でしょう。だから、そういうふうには決まていきたいと思いますよ。

決めてくれませんかと言っているのですよ。

あくまでも、区長会が言うとおりの、専権事項かもしれないけれども、長自身がそれを振りかざしてやると言っているわけではないのですよ。

要するに、3地区それぞれのいろいろな町民の意見があると思いますよ。それを一つにして決めていくのが我々ではないのですか。

それから今、高橋議員が言われますとおりの、3地区バラバラに成人式を開催したら、いつになつたって一体になんかなれないではないですか。

やはり3つの町村が一緒になったのですから、ついでにはいろいろな諸行事等についても一本化してやっていこうというのが、まず町を一体化する一歩ではないのですか。

議 長（傳田創司君） 10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 言っていることは分かるのですよ、その通りなのです。

しかしながら、町民、特に若い人たちが、そういう意識になってしまっているという、事実があるということなのです。ちょっと待って下さい。まだ、早すぎますよ。

それと若い人たちの間で、「KY」という言葉を発しているのを町長ご存知ですかね。

これは若い人たちだけではなくて、国政レベルでも言われた話で、「空気を読めない」、安倍総理が国民の空気を読めないためにそうなったし、今まさに若い人たちの空気を読めない。まさに4月の第一日曜に、まっこれは雪国の水上とこう違うから、それは一体感がどうのというのは分かりますよ。

だけれども、実際、現実として、そういう若い成人式を迎える人たちにそういう意識が芽生えちゃっているということが問題なのですよ。それは若い人たちの空気なんですよ、そのことを読めない。「4月の第一日曜に成人式やるなんて、KYだいなあ。町長もKYだいなあ。」って言われているのですよ。

やっぱりね、安倍総理でさえ国民の声を読めないために辞める羽目になっちゃったという、まさにその縮小版だよ、今。

そういうことだから、来年の成人式、再来年の成人式、だから来年度の成人式は皆さんが決めなさいよって、そうですね、その通り。

だったら、もう少し早い段階で、そのことを言ってたんだから、これを決める前にそういう手段をなぜ講じなかったということを申し上げたいんです、そういうことです。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 今、KYの話、それは分かりました。そういう中でいろいろと若い皆さんの中に意見が分かれているという話を聞きました。

だけれども、冒頭に申し上げましたように、国が成人の祝日を決めて、国民で祝おうとしたわけですね、それを今、各市町村がやっているわけですね。

それを決め行っていくのは我々ですね。ですから、そういうバラバラの意見があったら、それはそうではないだろうと、そういうことを啓蒙していくのがお互いの立場ではないのですか。そういうことを努力しなかったら、町なんか一本化出来ませんよ、私はそう思いますけれども。

それから予算の関係、いろいろ出しますけれども、去年、また今年は4月8日に成人式を行いましたよね。だから、そのときに意見があるのならば、やっぱりそれは高橋議員、言ってくればいいではないですか。そういう意見があるのならばですよ。

言う機会などはいくらだってあったではないですか。

全員協議会は何回開催したのですか、成人式の件が出たからと言ったって、その件が出る前からだって、議会があるではないですか。やはり、この議場というのは町民の意思決定を決める機関ですよ。それはやはりお互いに情報を出し合って、交換し合って、提案し合って、そしてより良い方向に持っていくのが我々の努めではないですか。

私は、今この問題だけのことを言っておりますけれども、この問題一つを取っても、意見交換を出来ることはいっぱいあったではないですか。私はそう思いますけれどもね。

なぜもっと早く、意見があるのだったら言ってくれなかったのか、そう思いました。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 町長に直にお話することは確かにしなかった。

しかしながら、担当課長には委員会でも申し上げましたし、その都度申し上げたつもりですよ。そのことが何故こういう席でやらなかったかと、そういうことが通じないから、委員会でも言いましたよ、課長には。その他の項目でやったことは何度もある。

「押し着せな成人式じゃねえか」って言ったら、担当課長が「押し着せじゃねえ」って声を荒げて委員会に私に言ったんですよ。そういうことだってやったんだ。

そんなことをやったにもかかわらず、総務文教ですよ、にもかかわらず、言ったら言えば良いじゃないですかって言われたって、それは町長に直に会うから言えばいいじゃないかって、それは確かにそう、そこまで普通行かないで、ものはやるのが行政だと、俺は思っていたから、今までそういうことでやっていたのです。

しかしながら、そういうことが反映されないから、この場でやるということになったわけですね。

よく昔から、「貧しい中にも楽しい我が家」ということを言う、町が貧しくても、だけれども、その言うことが、会話が通じて、そりゃいろいろなことができる、意見が通る、そうすることが町の一体感になる、だからなるべくそういうことは対応しようよということ

をなぜ言わなかったのかって、確かにそこを言われれば、町長には直には言わなかった。

でも、そういうことは機会があるごとに、俺は言ってきたつもりだし、他の議員さんも言っていたつもりだと思いますよ、言っていたと思いますよ。

しかしながら、それが通じない、だから直に公の場でやらなきゃいけないのかということになってしまったわけです。

もっと、そういう雰囲気の中で、各課長さんだって、そういうものを取り上げて、持ち上げてくれないと、いけないでしょう。確かに9月の全員協議会だったですよ。

町長出席の前の全員協議会の時に、アンケートまたは意向調査を行うべきだと、ほとんどの議員さんが提案したのですよ。

それで議長が代表で、どこに申し入れをしたか知らないけれども、申し入れしたんだよ。

その回答が、「町長の指示がない」というのが回答だったのです。誰がその回答をしたか知らないですよ。それは知らないではなくて、まあ担当課でしょうね。

それでこの場で質問したら、もっと早く言えばいいじゃないかと、そりゃ確かにもっと早く言えばいいんですよ、その通りだと思います。私の怠慢でした。

でも行政の動きの鈍さ、当局の動きの鈍さというのも、明らかにあると私は解釈しているし、町民もそういうふうに意識がなっている、特に若い人が。

非常に残念な今までの経過だということだけ申し上げて質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今、町長対議員の話ですよ、今、高橋議員が言われているのはね。

町長も議員も選挙民から選ばれた公職の人間ですよ。お互いに、まずはどんどん意見交換して良いのではないですか。

課長を通さなかったら、町長と意見交換できないなんていう、こんな不義ではダメですよ。年がら年中、行き会っているわけではないですか。

問題があれば、それはちゃんと、お互いに誰だって意見交換するべきですよ。また意見交換が出来なかったら、町づくりなんかできませんよね、こんな大変なときに。私はそういう姿勢ですよ。

それから、今のアンケートの問題について申し入れたという話、それは私は聞いたかもしれませんよ。だけれども、私は、町がアンケートを取るという考え方はありません。

町村合併の時もそうでした。要するにアンケートを取って、どうのこうのというのは、議員さんが町民の代表ですから、議員さんが町民の情勢を聞いて、それをやはりこういう所に持ってきて、お互いに議論し合うのが私は正しい姿だと思います。

町が成人式について、アンケートをして、4月第一日曜日と1月祝日とに決定したら、それでやろうという考えですか。両方の意見があると思うのですよ、それは。

そういう両方の意見を聞きながら、この町を一体化していくために、その成人を祝う体制として、どれが一番良いかということを議論しながら、決めていくのが我々ではないのでしょうか。私はそういう姿勢ですけれども。

議 長（傳田創司君） これにて、10番高橋市郎君の一般質問を終わります。

いうものです。広報みなかみ2007年11月号の自治基本条例の記事に「今までのまちづくりは行政主導で行われてきました。そこで町民が主体となり、活力あるみなかみ町を実現するために、みなかみ町基本条例を策定します」と書かれています。その通りです。

職員を58歳早期退職を勧めた自治体は群馬県ではみなかみ町だけです。

みなかみ町が群馬県で最下位の活力の無い自治体になってしまった原因は、「町民をないがしろにしてきた行政主導の政治」にあると思います。

地域の小学校が存続するのか、無くなるのか、町民にとっては非常に重要な事柄です。

だから、研修で行った他の町村では必ず住民アンケートなり、保護者アンケートをとって住民の意見を聞いていました。

しかし、みなかみ町の小学校統廃合では、住民や保護者のアンケートが行われていません。「町民が主体」であるならば、今からでも住民アンケートを実施すべきです。

須川学区・猿ヶ京学区・新巻学区で実施すべきです。

補助金が出るとか、合併特例債が使えるとかは、住民の意思の確認の後で考えることです。優先順位を間違えてはいけません。

住民にとって、必要な事業なのかどうかということよりも、補助率が良いとか、起債が有利だなどという枝葉の事を優先させた政治が、みなかみ町の財政をここまで悪化させました。

みなかみ町を活力ある町にするためには、まず第一歩として、小学校の統廃合という重要な案件で、住民アンケートを実施して町民の声を聞くべきです。優先すべきは住民の意思や利便性です。行政が聞く姿勢をしっかりと持てば、町民は、町の主人公は自分たちであるという自覚が生まれ、より一層活力が生まれます。

今からでも遅くはありません。校舎も完成しませんし、スクールバスの条件さえもまだ決まっていないのですから、とりあえず統合は一年、先延ばししましょう。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） お答えする前に、二つだけお話ししたいのですけれども、我々教育委員会は、執行機関なのであり、決定機関ではありません。

ですから、議会の決定が一番の基になっているわけです。決定にしたがって、仕事をしているわけですから、そういうことを間違わないようにお願いします。

それから教育長は何か真摯でないようなお話がありましたけれども、私は私なりに一生懸命やっているつもりですから、真摯でないとと言われると大変遺憾であります。

これだけはお断りしておきます。

それでは、統合小学校についてですけれども、20年度より開校をすることですけれども、これは予定どおり開校いたします。これは昨日も申し上げましたように、計画に従って、執行しておりますから、それにしたがって開校いたします。

なお、家庭科室の問題ですけれども、今何か崩れる話をしていましたが、そういうことは専門家がやっておりますから、心配ありません。

耐震の問題は新巻小だけの問題ではありません。もう全町の学校・公的施設も家庭もそういう中にあるわけですから、新巻小だけの問題ではありません。

専門家に見てもらい、しっかり相談しながら、やっておりますから、家庭科室をしっか

り作って、改修をして一年間行う予定であります。よろしく申し上げます。以上です。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) ただ今、島崎議員は、「職員を勧奨退職させて群馬県で最下位の自治体」だという話でしたね、そうでしたね、そういうご質問でしたか。

9 番(島崎栄一君) そうです。

町長(鈴木和雄君) 今、群馬県で最下位で、活力のない自治体という指摘ですけれども、仮に島崎議員が言うとおりに、最下位が財政指標を示すものであるとすれば、9月議会の行政報告でも申し上げましたように、経常収支比率は改革に対する町民の皆さんのご理解とご協力ならびに職員の真摯な取り組みによって、その数値は大きく改善できたと思います。

申し上げるまでもなく、活力ある町づくりを進めるには安定した財政基盤の確立が必要不可欠であります。

したがって、議会冒頭の行政報告で申し上げたように「行財政改革行動指針」を策定しまして、ホームページ等で町民に情報を提供し協力を得て、新生みなかみ町の礎をしっかりと作っていききたいと今考えております。

今後とも、「真の構造改革が、明日のみなかみ町を創る」ということをモットーにしながら、健全財政を目指して、これから町づくりを一層していきたいと考えております。

島崎議員は、みなかみ町を「県内最下位の活力のない町」と言われますけれども、総務省は過日、国の管理下の可能性がある3市・村(夕張市を含む)と、財政悪化の自治体(実質公債比率25%以上)43市町村を発表しましたが、その中に、みなかみ町が入っているとすれば、これはしようがないと思いますけれども、ご案内の通りそのようなことはありませんよね。

確かに財政が苦しいのは事実でありますけれども、職員の意欲、施策の内容、財政再建の取り組み、実質公債比率21.4%、これは全国で18~25%未満の自治体数が464団体あります、みなかみ町はその中の一つであります。実質公債比率は21.4%等で、他の町村と比較して見劣りするところは、私は何処もないと思います。

各自治体の財政が極端に苦しい理由は、地方自治に参画しているものなら誰でも知っていると思うのですよね。国の財政事情から、ここ数年来、大幅に地方交付税が削減されたことです。このみなかみ町を例に取れば、5年前と比較して11億円の減です。

さらに三位一体改革で、地方交付税が5兆1千億円も削減されたことであります。

もう、こういうことは、皆さん良く知っているはずですよ。

そこで、みなかみ町は「山岳観光都市」であると共に、「農村交流都市」・「定住文化都市」としての性格を持ち合わせて、個性的でしかも美しい環境の中で、ゆとりと豊かな暮らしができる可能性を秘めた町であると考えております。

現在、この暮らしを実現するために、第1次総合計画を策定中ではありますが、まずは行財政改革を着実に実行し、しっかりとした財政基盤の下で総合計画の諸施策を実現することが大事であると思っております。

そして「谷川連峰・水と森防人宣言」を柱に、「利根川源流の町」の役割と、その存在感を内外にアピールしながら町づくりを進めていけば、私は極めて地域特性を創出できる「夢のあるまちづくり」ができると確信しているところであります。

ところで、島崎議員が質問したいことは、財政問題の話をしなが、新治統合小学校の問題に反対をし、それに対してのアンケートを取れというのが一つの狙いのようにあります。住民投票、アンケートを取れというのが狙いようです。

しかし、そもそも住民投票は、条例がなければできません。

それから今までの経過からして、この時点でアンケートを取ることに何の意義があるのか分からないのであります。

先ずは、今日までの経過を振り返って見たいと思いますが、平成11年に新巻小学校の耐震調査の結果が出ました。

新治村長であった私は、教育委員会に「少子化が進む中で、村内小学校の統合も含めて検討されたい。」と諮問しました。

教育委員会は「小学校統合検討委員会」を設立して検討され、平成16年3月には「小学校の統合は止むを得ない。」とする答申を頂きました。

私はこれを受けて、同年6月に「新治村立小学校統合計画建設委員会」を設立して、「小学校の統合は何処にすべきか。」を諮問しました。

建設委員会からは17年3月に、「統合小学校は新巻小学校とし、須川小学校は幼児教育施設として活用されたい。」とする答申を頂きました。

なお、猿ヶ京小学校の活用は、関係者と協議をして決めることにしました。

一方、平成16年12月には、3千数百名の署名をもって「新巻・須川・猿ヶ京小学校存続を求める請願書」が村議会に提出され、翌年の3月定例議会で不採択となりました。

5月には3学区の「小学校学区民説明会」を開催して、小学校統合の経緯を説明し、ご意見を伺いました。

また、平成17年6月には「新治村統合小学校早期実現を求める保護者の会」から「統合小学校及び幼保施設の早期実現の請願書」が村議会に提出され、同年6月定例議会で、採択をされました。併せて、教育基金を積み立て、新生「みなかみ町」に引継ぎましたが、新町になってからはご案内のとおりであります。

以上、足早に振り返って見ましたが、言えることは議会制民主主義を遵守して、しかも民主的なルールに則って議事を進め、今日に至っているというふうに私は理解をいたしております。

したがって、開校前にアンケートをする意義は何処にあるのか、私には分かりません。

以上です。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) まず、教育長になんですけども、専門家がやっているから間違いないというのは甘いのではないかと。

で、旧校舎は完成して、ちゃんとした形をしてた時点で耐震強度がなかったわけで、削っていけば削っていくほど強度は落ちますから、今現在、耐震強度は無いですね。

で、来年もっと削りますから、その中で理科室の耐震強度は無いはずで。

で、その削った段階での耐震強度はどうかという調査をしたんですか。それはどの程度のものなのかという調査を専門家に依頼したんですか。

それから、町長の方なんですけれども、財政指標だけではないと、職員の意欲もあるということでありましたけども、職員の早期退職を勧めたのは、群馬県でみなかみ町だけで

しよ。

それから財政指標だけではなくて、敬老バスカード一つ取ってもですね、みなかみ町のお年寄りは2,900円、沼田は2千円、川場は2,400円、昭和村は1,700円、片品村は2千円ですか、だから住民サービスでも利根沼田でも敬老バスカードは最下位です。やはりそれだけ不便です。

昨日のですね、質問でもありましたけども、インフルエンザの予防注射も、他は千円でできるのに2千円、これもサービス面でも最下位ですね、で、病院に張り紙がされてですね、みなかみ町だけは2千円で書かれているのは恥じゃないんですかね。そういうことがちゃんと出来てない状態だから、今、悪いと私は言っているんですよ。

それから、議会制民主主義だから、そこで決めたんだから、住民アンケートを取る意味はないというような意見がありましたけども、何で福島県の川内村や東和町、栃木県の芳賀町とかで小学校の統廃合するとき、住民アンケートを取っているのか、何でそこは取っているのかということをもう少し真剣に考えた方が良くと思うんですよ。

で、いろんな団体があります。議会で決めることもありますし、町長だけ決められる専権事項ですか、もあります。

だからものの大小によって、このようなことは一々議会に諮らなくても、課長で決められる、こういうことは町長で決められると、だけどある一定の大きな問題になってくれば、それは議会で決めなければならないということになります。

そういう中で小学校の統廃合という地域の問題、それは生活に関わる重大問題ですから、これは大きさから言ってですね、議会だけで全部決めて良い、町長、議会で決めればもう法的にはそれで良いんだという問題ではない、やはりこれほど大きな問題は住民アンケートを取らなくちゃいけないと。住民の意思を確認しなくちゃいけない重大問題だということですね、他の市町村はアンケートを取るわけです。

町長、先ほど市町村合併の時もアンケートを取らなかったと言いましたけども、群馬県内で市町村合併でアンケートを取った自治体が、どれほどあるかと言えばたくさんあると、片品村はアンケートを取って合併しないということを決定したということと言うと、やはり大きな問題については住民アンケートを取るというのが普通の自治体だと思うんですよ。私は、普通の自治体の普通の政治をして欲しいと、だから小学校統廃合のような大きな問題についてはアンケートを取って下さいと言っているんです。

で、説明会をしたと、平成16年の5月に説明会をしたと言いますけども、その説明会、須川小学校の体育館で説明会ありまして、私もいきました。

その中で、いくらですね、地元の人が「須川小がなくなるなんていうのは考えられない。」、考え直してくんないか。」っていうことを言ってもですね、全然返答はないと、いやそういう意見取りましょうという返事がないと、そういう中で住民の人が怒って、「何言っただけ聞かぬえじゃねえか。」って言って怒って帰りましたよね。

やはりそういう住民の意見を聞かないという姿勢は良くない、今からでも変えるべき。住民がああやっぱりこの町っていうのは自分たちのものなんだ、自分たちが主人公なんだっていうふうに思うようにするために。で、何言っただけ、行政に言っただけ、行政が勝手に決めちゃうんだっつう姿勢にならないようにするためには重大問題つうんで、アンケート取るべきじゃないんですか。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 島崎議員のお話を聞いていますと、私たちは議会の決定にしたがって行っているわけですから、何か議会の否定しているように聞こえるのですけれども、これは私だけでしょうか。そのように感じます。

それから、先ほどの話ですけれども、耐震問題は新巻小だけの話ではありませんから、先ほど申しあげましたように。ですから、月夜野地区については早急に耐震補強をしようということも議会にお諮り、町長から行政報告もあったわけですね。

そういう段階でありますので理解願いたいことと、新巻小学校の子供たちはスクールバスで2時間授業を組んで入須川の体育館で体育をしているんですよ。そういう苦勞もしているということで、もう体育館は出来上がりますから、これはもう使えるようにして上げる方が良いと思いますし、それから、須川の学校については、一年かけて認定子ども園を作ろうという計画もありますから、そういうことも考えていただきたいと思います。

何れにしましても、家庭科室がどうのこうのということで開校を遅らせることはありませんので、家庭科室については何度も申し上げますが、万全を期します。以上です。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 島崎議員の再質問は、アンケートをなぜ取らないかということですね。議会の決定に沿って、ここまで進めてきたからであります。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 教育長は、再質問についてちょっと答えてないんですけども。

旧校舎の残った部分の耐震強度がどれ程なのかということを専門家に調査させたのですか。そういう調査をしたのですか。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 前の校舎で全体で行っていますけれども、部分的にはしておりません。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） してないのに万全だと言い張るのはやめてもらいたいですよね。

で、それから、そこだけじゃないと、他も危ないんだから、新巻小の家庭科室が危なかったってしょうがねえんだっていう、そういう理論は振りかざして欲しくないと思うんですよね。危ないのは危ないんですから、危なくないように対策を打つのが教育長の役割じゃないんですか。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 役割はその通りでありますけれども、万全を期すということは、そういう子供たちに迷惑をかけることがないようにするというものですから、それ以上、言い様がありません。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 専門家にやってるから大丈夫だって言ったけど、調査もしてない。で、万全を期すっていうのはどうやって万全を期すんですか。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

- 教 育 長（登坂義衛君） これから事務局でもしっかり相談をしながら万全を期します。
議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。
9 番（島崎栄一君） 具体的にどういふことをするんですか、万全を期すというのは。
議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

- 教 育 長（登坂義衛君） 今後、対応して行くことですから、良く相談をしながら細かいことも行っていききたいと思います。
議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。
9 番（島崎栄一君） 今後と言いますけども、日が迫っています。1、2、3ヶ月過ぎて、4月になれば、統合したいって言うてるんでしょう。そうすると今時点で、そのような状態ではとても万全とは言えないですよ。
地震が来てペシャンコになったらどうするんですか。
議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

- 教 育 長（登坂義衛君） 3ヶ月余ありますから、その間に良く考えて実際に相談をして行っていききたいと思います。
また、地震が来て、潰れたらどうするかということですが、責任を取ります。
議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。
9 番（島崎栄一君） 責任取っても、死んでしまった人は生き返らないですね。だから、事前に分かっている危険は避けた方がいいんじゃないんですか。
議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

- 教 育 長（登坂義衛君） ですから、避ける努力をするのですよ、これから。以上です。
議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。
9 番（島崎栄一君） 体育館が出来るのに使わないのという話がありましたけれども、別に統合しなくても、新巻小の人たちは完成した体育館を別に使えばいいと思います。
それからですね、今、新巻小学校は体育館がないのでスクールバスでですね、入須川の体育館に行って体育の授業をしています。
でしたら、来年ですね、新巻小学校の生徒、家庭科教室がないですけども、スクールバスで須川小なり、猿ヶ京小なりに行ってますね、その家庭科室、あつ全部の時間が全部、その須川小の授業で埋まっているわけではないですから、その来年一年はスクールバスでですね、行ってですね、体育の授業は体育館があるからできると、で、家庭科教室についてはないから須川小、猿ヶ京小の家庭科教室にその時間だけは行って調理実習なり、縫い物の授業をするということであると、猿ヶ京小学校、須川小学校は耐震強度ありますんで安全ですから、その方がいいんじゃないんですか。
議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

- 教 育 長（登坂義衛君） 大変良い考えだと思いますが、検討したいと思います。
議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番 (島崎栄一君) ぜひ、良い考えですのでその方向で進めてもらいたいと思います。

町長なんですけども、アンケート取らないということなんですけども、以前ですね、新治の村議会の時にですね、最初の議会、当選して最初の議会であんなアンケート取るべきじゃないかという質問をしまして、その時は木曾教育長が返答してまして、内容とすればですね、まだ住民の人は小学校統廃合についてよく分かっていないから、アンケートを取っても意味がないと、まだ分からないと、だから聞かないと、まず説明会をしますという返答でした。

で、それはおかしいんじゃないかって言ったんですけども、今はもう説明会のしましたし、大分いろいろ何年か経って小学校問題についてやっていますんで、もうですね、分かると思うんですね、住民の人も。ですからアンケート取って欲しい。時間的段階ではまだ分からないからアンケート取らない、時間が迫ってきたらもうそれアンケート取らないでも議会で決まったんだから取らない、じゃ何時、取るんかっつうことですよ。

で、他の市町村でやってることなんですよ。で、この前ですね、国会で国民投票ですか、憲法改正の国民投票の法案が通ったと思いますけども、憲法改正について重大問題だから、国会では最終的には決められないと、それほど重要な問題は皆さん選挙して確かに代表制で議会制民主主義でやっているんですけども、それについては国会は発議をすると、最終的には国民投票で過半数ということで、憲法にも書いてありますし、その憲法に沿って法案も今度できました。ですから重大問題についてはですね、議会制民主主義、議会制民主主義と言わずにですね、アンケートを取るべきじゃないかと、だから町長の専権事項で出来ることもある、議会で決めなくちゃいけないこともある、だけど議会でも議会だけでは決められない重大な問題もあるという中で、市町村合併や地域の小学校、中学校の統廃合については、その憲法改正にも値する重大問題なんではないかと言っているわけです。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 先ほどですね、小学校の経緯については概略説明しました。それでもお分かりの通りですね、当時の新治村議会、そして新生みなかみ町議会、その経緯によって、統合小学校については決めてきていただいたわけです。

今の社会は、やはり議会制民主主義を遵守することだと思います。

憲法論議とこの学校統合問題、住民投票、アンケート等についてを一緒に論議することは私は違うと思います。

では今この時点で、仮にアンケートを取って、結果が島崎議員が言われるような結果になったらどうなのですか。けども、要するに議会なら議会に議決をいただいて、執行してきました、あれだけの立派な校舎が出来ているわけですよ。

そういう場合には、今の議会制民主主義の中にあっては、どうなってしまうのでしょうか。さらにはそれに対する責任というものはどうなってしまうのでしょうか、逆にお聞きしたいのですけれどもね。

議 長 (傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番 (島崎栄一君) アンケートを取ってですね、結果が例えば須川学区では8割が統合しないという結果が出たと、統合できなかったらどうするんだという、その場合は住民の意思を尊重すべきだと思いますので統合しなければ良いと思います。で、立派な校舎が出来たのにどうなのかっていうことがありましたけども、新巻小学校の体育館は全耐震補強もなか

ったですし、建て替えてもらってありがとうございましたということで新巻小で使えばいいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 当然、学校建設については国の補助事業を導入して行っておりますから、その趣旨に沿っていない施設が出来た場合には当然補助金返還になりますよね、これはもう大問題になりますよね。

そういう一つの論議はそれとしてですね、要するに前々から言っておりますように、私の姿勢というものは名こそおしけれですから、要するに自分自身の名前にも誇りを持っておりますし、自分がやってきたことに深く覚悟を持ってますから、ちゃんとした責任を持って進んできていますし、これからもそういう一つの姿勢です。

したがって、今までの議会の経緯の中で議決をされ、一つ一つ請願等の採択、不採択もあり、そして予算の議決等もあり、一つ一つクリアしながら、今現在に至るわけでありますから、私はそれを尊重して、執行してまいりました。これに対する責任は私が取ります。

議 長（傳田創司君） 9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 責任は取ると言ってもですね、須川小学校、新巻小学校、猿ヶ京小学校は誰の物なんですか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） それは、みなかみ町ですね。

議 長（傳田創司君） 9 番島崎栄一君に申し上げます。

発言時間はすでに40分となりましたので会議規則第56条の規定により質問が途中でありますので、この一問に限り、特に発言を許可いたします。

9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 地域の小学校は町のもの。町長個人の物ではないから、個人が責任を取ると言っても決められないと思うんですよ。町っていうのは、地図に書いてある紙のね、図面ではなくて、住んでいる人たちだと思うんですよ。

で、その人たちのものですから、早々軽くですね、私個人で責任取れば良いんだっていうことで無くしたり、壊したり、止めたりとかしないでほしいんですよ。

町の物、住んでいる人たちの物ですから、住んでいる人たちの意見をアンケート取って下さい。普通の町村はそれしてますし、それ肝、心要のプロセスの一つだと思います。肝心要の所を抜かないでやって下さい。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 重ねて申し上げますけども、私は議会の議決というものを一番尊重します。

今の島崎議員の言われることがもしあったとするならば、これは要するにどこに責任を持っていくのか、困りますよね、これはね。

だから要するにここまでの経過についてはもう何回も申し上げませんが、やはりそれぞれの小学校でもう閉校の準備をしているという状況ですよ。

猿ヶ京小学校、須川小学校、新巻小学校、それぞれ閉校の準備をされていると伺っております。そして来年の4月からは、統合小学校として、そこに児童生徒を迎えて、新たな小学校としてスタートしようということで、校章も決まり、校歌も決まり、皆決まっていますね。

これは要するに一つの我々の一つの責任の中で方向が決まり、それに対して実現できるように努力し、今日に至っているわけであります。この施設を最高に、最大限に活用されて、より教育効果が上がるように我々はこれから側面からいろいろと応援をしていきたいと思っています。ぜひ、そういう方向でご理解願えたらと思います。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君に申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、発言時間は、すでに40分を過ぎておりますので、会議規則第56条の規定により、以上で発言は許しません。

議 長（傳田創司君） これにて、9番島崎栄一君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。10時25分より再開いたします。
（10時12分 休憩）

（10時25分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順序第6 8番 穂苅 清一

1. 「消えた年金」問題と町の対応について
2. 町有地（普通財産）管理の実態について
3. 町営住宅のあり方について
4. 上下水道料金の値上げ計画について

議 長（傳田創司君） 次に、8番穂苅清一君の質問を許可いたします。
（8番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） 通告に従い、4点について、質問をさせていただきます。

まず、1番目は、「消えた年金」問題と町の対応について、お尋ねいたします。

①として、5千万件もの年金記録が消えてしまったということは大きな政治問題、社会問題となっております。日本共産党は国会において、国が責任を持って一人も残らず一日も早く解決することを求め要求してきました。安倍内閣は当時、加入者7千万人、受給者3千万人の所謂1億人レター作戦と称する年金特別便を送ることを発表いたしました。

そして、この12月ですが、今月から来年の3月にかけて、合計5千万件の名寄せ、名前を全部合わせることでありますが、名寄せを基に、その人の年金加入記録を送付する、そういう作戦が始まりました。

先の参議院選挙でも、自民党の公約が最後の一人まで一円でも支払う、そういうことを言っておりました。

そこで別の表現では宙に浮いた年金記録と言われますけれども、この中に国民皆年金と言って始まった拠出制の国民年金も含まれております。

この拠出制の国民年金は、ご承知のように法律が1959年に出来ておりますけれども、1961年に実施された当時、月100円の国民年金保険料を市町村が徴収してありまし

た。その手書きの年金記録台帳が総ての市町村、ここで言えば旧町村でそれぞれ保存していたわけで、手書き記録の保存状況は今現在どうなっているのか、それをまずお聞きしたいと思います。

②として、1億人レター作戦は国がやることですが、一方で全国の社会保険事務所を通じて、私の年金記録はおかしい、間違っているのではないかと、記録訂正を求めているケースが多発しております。私も社会保険労務士でありますので、こういう問題については、いろんな相談を受けております。

そして、既に11月現在、全国で2万5千件以上の申し出がされております。

ところが僅か470件、つまり1.8%しか容認されておられません。間違いでしたと言うことを認めていないわけです。

町が保管している手書き台帳をこの際、調査照合して、該当者、該当者が死亡している場合にはその遺族にこれを通知することが必要であると私は考えております。

それを町として、これを私の考えの言うようにやることを考えているかどうか、考えたことがあるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

次に、町有地、普通財産でありますけれども、この管理と実態についてお尋ねします。

①として、去る10月に町の財産、土地ですが、これを処分する場合も含めて、13人体制で町有地管理委員会というものが設置されております。

3町村合併後の町有地の管理は、今まで適正に無駄なく行われていたのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

②として、町有地として取得した時から、その経過や目的に照らして、管理が不適切なケースはなかったかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

3番目の質問として、町営住宅についてです。

町営住宅は、この町に住み、健康で文化的な生活を営む上で決して欠かすことの出来ないものであり、特に戸建て住宅やあるいは普通のアパートを購入したり、賃貸借をするようなこともできない、そういう低所得者に対して、町の福祉行政の上からも非常に大切なものであるというのは言うまでもありません。

今、町内に12箇所の町営住宅団地がありますが、老朽化が進んでいるところもあって、その管理の悩みも多いところであろうかと思えます。

そこで①として、今後の町営住宅の建設計画について、どのような方針を持っているのか、まずお聞きします。

②として、国土交通省から、すでに町に公営住宅継承制限通知というものが出されているはずですが、全国に発送されております。

つまり入居者が死亡した場合に配偶者以外には、借家人の後継者にはなれないというものです。これについて、非常に大きい問題が出てきておまして、このことを知った例えば公営の住宅に、住んでいる方から、非常に多くの苦情が全国的に発生しております。すでにマスコミの中でも投書等も載っております。これについて町の独自の対応が今後必要になってくるのではないかと思いますので、どのように考えているかお聞きしたいと思えます。

③として、今年6月に成立した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、所謂略して住宅セーフティネット法というものができました。この法律のみなか

み町としての活かし方は、どういうふうを考えているのかどうか。特にこの宗宅セーフティネット法の特徴は低所得者や障害者、高齢者、そして子育て世代に対する非常に総合的に配慮した住宅政策を実施する上での基本的な法律になっております。そういう点での対応をどう考えているのかお聞きしたいと思います。

次に4番目の質問ですが、上下水道料金の値上げについてお聞きします。

①として、「上下水道経営改善検討委員会」が、みなかみ町全域の上下水道料金を4年間で毎年値上げするという答申が示されましたが、これに対して町長はどのようにお考えになっているのでしょうか。

②として、上水道は、水上地区ですでに1㎡当たり20円上がって、75円になりました。これを2倍の150円に、そして4月には上がっていなかった新治・月夜野地区は、110円から150円に、さらに下水道については、現在90円、新治は120円ですが、これを150円に値上げするというものです。

これは町民負担を増やして、新たな滞納者がこれから発生し、未収金も増えてしまうのではないかというふうに考えられます。町民負担を増やすことは、私は中止すべきではないかと思えます。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。よろしくご答弁お願いいたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 穂苅清一議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、「消えた年金」問題と町の対応についてであります。

まず始めに、国民年金の手書き記録の保存状況についてですが、町で保存している手書き記録は、「国民年金被保険者名簿」であります。

この名簿は、平成14年3月まで、国民年金保険料の収納事務を行うに当たって使用していたものでありますが、一旦国に上げ、国の記録と照合した後に、町に返されたものであります。

まず、旧水上町分ですが、段ボール13個、名簿枚数16,700枚、9,600人分を10年毎に分け、水上支所に保存してあります。

次に、旧新治村分ですが、ファイリングキャビネットに2,500枚、2,500人分を、新治支所に保存してあります。

なお、旧月夜野町分は以前にもご説明した通り、保存はされておられません。

保存をしています記録は、平成14年3月以前のものであり、また名簿記録は、被保険者でなくなった場合等は、5年間の保存で良い事とされていたために、昭和36年の制度創設時からの全ての記録があるわけではありません。

次に「消えた年金5千万件」についてであります。この件については、照合、該当者への通知をするかということですが、現在、町が保存をしています「国民年金被保険者名簿」は、国が照合確認を済ませたものであり、基本的には国に有る記録と同じものであります。

この問題が表面化してからは、町民からの問い合わせ等の対応やチラシの配布、そして相談窓口の開設等、国と連携し、最大限の努力をしてきたところであります。

町で保存している名簿は、本人からの申し出により、照合・確認等を既に行っておりま

す。

しかし、該当者への通知は、誰が該当者であるか不明であり、従って考えておりません。次に、町有地管理の実態についてであります。

町の財産は、行政財産と普通財産に区分され、行政財産の管理は担当課が管理し、普通財産は総合政策課の管財係が管理しております。

普通財産の管理は、旧三町村から引き継いだ財産台帳に基づいて管理しておりますが、この財産台帳の数値に誤りがあることが判明し、現在調査を行っております。

調査が完了次第、議会に報告をさせていただきます。

合併後、管理が適正に無駄がなく行われていたかということですが、管理方法は旧町村が行ってきた管理方法を特に変えることなく、従来通りの管理をしております。

普通財産は、その性格が経済的な運営によって、間接的に行政の執行に寄与するものであり、その趣旨に添った顕著な例が町有林であります。

その他の普通財産は、行政財産の廃止により普通財産になったもの等がほとんどであると思います。

管理については、一定規模の売り払いは、議会の議決が必要であり、また適正な対価なくして譲渡する場合や、貸し付ける場合も議会の議決が必要であります。

貸付にあたっては一定の用途、並びにその用途に供する始期及び終期を指定した場合は、借受人が指定した始期が到来しても、指定の用途に供しない時、又は指定用途を廃止した場合は、団体の長は当該契約の解除ができることが地方自治法に規定されております。

こうした点では、適正に管理されていると思います。

次に、取得した時点から、その経過や目的に照らして管理が適正であったかということですが、みなかみ町の所有地は2万筆以上におよび、そのうち普通財産と思われるものだけでも2千筆以上もあります。

この全筆の取得経緯等を把握することは、現状では困難であります。このため売り払いや交換、又は貸付等の処分をする場合は、対象土地について取得した経緯、その後の管理状況等を調査し、処分が適正かどうかを判断するために、議会のご協力を得て「みなかみ町有地管理調査委員会」を設置したところであります。

今後は、普通財産と思われる土地については、地域別に担当職員を貼り付けて現状調査を行い、適正に管理していきたいと考えております。

次に、町営住宅のあり方についてであります。

本町の町営住宅事業は、11団地で構成され中層耐火構造31棟、戸建て木造構造17棟、計48棟、569戸の管理を行っております。

ご質問の趣旨は、中層耐火構造の町営住宅と理解してお答えいたします。

まず老朽化については、建築後31～38年の建物が9棟、20～30年までが14棟、19年未満が8棟で、公営住宅法での耐用年数70年に到達した住宅は存在しません。

現状では、貸し室総数552戸の内、結露が起因した大規模修繕を要する貸し室が22戸あります。

高日向住宅AからC号棟の3棟が、貸し室面積や間取りの改善、若しくは修繕費用との比較等から、解体撤去も視野に入れております。

また、現在は退去戸数と入居希望戸数のバランスが取れております。今後は住宅需要が

見込まれませんので、当面は新たな建設計画を策定することなく、大規模修繕を要する既存住宅の再生計画を検討したいと考えております。

次に、公営住宅継承制限のご質問であります。

公営住宅法施行規則で規定する1年以上の同居者継承は、認めていくことで今後も考えております。

但し、ご指摘の「公営住宅継承制限」の適用は、公営住宅を同一世帯の占有から、著しく、他の入居希望者に住宅が廻らない時は、公営住宅継承制限規定を適用していくと考えてあります。

参考までに申し上げますと、本年度中には4件の配偶者継承申請がありましたが、「親の死後、子は住めず」といった継承ケースはありませんでした。

続きまして、セーフティネット法についてお答えいたします。住宅セーフティネット法の考え方は、定額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、その他、住宅の確保に配慮を要する者、いわゆる「住宅困窮者」に対する賃貸住宅の確保を促進し、居住の安定を図ることです。

本町では入居競争倍率の高い市町村に多く見られる、入居条件さえ整っていれば、抽選や順番待ちの入居者選考方式は取らず、「町営住宅入居者選考委員会」に諮問をして、低所得者、障害者、高齢者等の申込者の困窮度合を加味した委員会審議を行い、入居者の決定をしているところであります。

最後に、上下水道料金の値上げ計画についてであります。

「上下水道経営改善検討委員会」は、8名の委員により、3ヶ月間にわたり調査研究を行い、11月2日に答申を頂きました。

答申内容は、先の全員協議会で報告したとおり、平成21年度に料金の統一化を計り、平成24年度まで段階的に引き上げて、1トン当たり150円とするものであります。

この値上げは、安心して安全な水を供給するためのものであり、石綿管の更新や各簡水の統合整備等、新たな法改正に伴う対応であります。そして、この機会に将来を見据えた経営改善計画を樹立しなければ、今後、施設の更新等を行う場合に起債も制限され、経営そのものができなくなります。

また、12月補正でお願いしている繰り上げ償還も、同様の経営改善計画が必要であり、そのためにも「上下水道経営改善検討委員会」の答申を尊重して、経営の安定化に努めなければならないところであります。

次に、上下水道料金の値上げは、新たな滞納者や未納者を増やし、収納率が下がることとございます。

確かに、料金値上げに伴い、滞納者や未納者が増える可能性はありますが、上下水道会計は収益事業であり、しかも利用者負担によって成り立つ事業ですから、料金を納めて頂かなければ利用できないのは当然であります。

また、町民負担を増やす値上げはやめるべきとのご意見ですが、水道会計は既に5億円に近い累積赤字があり、一時借入金も1億5千万円と料金未納が2億円にもなっております。

この内容は県内でも群を抜いて健全性を欠いておりまして、早期に経営改善を進めなければならない状況にあります。

このような実態から上下水道の経営は、極めて厳しい状況にあります。厳しいからといって一般会計に繰り入れを求めても、ない袖は振れないのであります。

したがって、受益を受ける町民から応分の負担を頂くしか、現在のところないのであります。

なお、今後の料金の見直しは、水道料金審議会等のご意見を聞きながら決定していきたいと考えているところであります。以上であります。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) 答弁いただきましたが、再質問させていただきます。

まず、消えた年金問題についてですが、今の説明でも大体私も分かります。

が、確かに、一旦、国に上げて照会させた後、処分してくれという通知も全国的に出されていたようで、まあそれは私も承知しております。

したがって、月夜野については無いということは、忠実にそれを実行したというふうにも解されます。保存されているのはたまたま保存されていたということになるかもしれませんが、しかし、在ることは事実で、ただその照合の関係がどの程度になっていたのか、あるいは手書きですから、非常に誤字脱字が全国的にも多いことも発生しておりますし、そういう関係で私が先程言ったように各人に通知できるようなことを考えてもらえないかというのは、台帳の中身が被保険者台帳と言うことでもって、答弁在りましたけれども、その中には氏名から生年月日、年金番号や加入歴ですか、期間も全部分かるわけで、払った保険料も全部分かるわけで、そういう点で非常に貴重な資料であるわけです。

現在、第三者委員会に対して不服申し立てをしたりして、年金記録の訂正を求める場合に証拠書類がないと、やはりそれを受け付けてくれない、ですからさっき言ったような非常に決済された率が少ないわけです。

幸いにして、30年も40年も前の領収書を持っている方も本当に100人に1人か2人は私は会います、私は見せてもらいます。家計簿にちゃんと保存してあると、それは本当に稀にです。ほとんどの方は30～40年前の記録といえ、やはり非常に不確かになってくるのは当然だと思います。

したがって仮に、(手書きでも台帳が)あるとすれば、それを各人に対して通知をするような、あるいはその台帳の写しを交付するような、そういう方法で該当者に対しての連絡をすることによって、当事者が納得をして、「あっこれは間違いなかった」、あるいは「これは抜けていた」ということが、判明するわけです。

したがって、そういう意味もあるので、先ほど連絡をして保存してあるのであれば、月夜野町は無理としても、新治と水上地区については、それを各人に通知することが出来ないか、それをお願いしたいわけなのです。

できないというふうな、やる考えは無いというようなお答えでしたけれども、やはりこれについては、非常に一人ひとりの人たちにとしてみると、自分の問題として非常に深刻な事例です。

私も社会保険労務士として、年金相談については何年来携わって来ておりますけれども、この問題が発生してから、非常に相談が多発しております。7月の段階で、社会保険庁の方から委託を受けて、相談に職員と一緒にタッチいたしましたけれども、その時、驚く無かれ、来訪者が何人いたかという、ちょうど300人なのですね。

そのくらいこの問題に対して、関心を持っていてやはり自分の受け取っている年金が正しいのかどうなのか、記録はどうなっているのかという不安を持っている人が多いという現実を表していると思います。

私が文書を扱っただけでも、説明をししたりして、聞き取っただけでも160人の方達を対応いたしました、朝から夕方までですけれども。

今まで旧町村でも、合併したみなかみ町においても、そういう年金相談の体制はなかったわけですからやむを得なかったのかもしれませんが、そういう現実を見ても分かるように、いかにこの問題に対して、町民の方自身の大きな関心を持っていることの一つの表れだと私は思います。そういう点でもう一度、再考を願いたいと思うわけです。

それと続けて言いますが、町有地の管理の点について、旧町村の台帳のままで、それを精査してみると、やはり非常に不明な点が多いということでもって、今説明がありましたけれども、具体的な例として一つお聞きしたいのですが、賃貸契約をする場合について、町有地ですね、当然先ほども説明がありましたが、議会にかけて賃貸契約を承認するということになるわけですが、水上地区の国道291号沿い東電のPR館があるますけれども、そこに隣接している土地があります。

以前は町全体の土地でしたけれども、東電に売却をしております、そのところが、旧水上町の庁舎建設予定地として確保した経緯のある土地であります。

それはご存知だと思います。それがしばらくずーっと長い間、どなたかが使用されて、いわゆる資材置き場としてですね、工事現場みたいな感じで、いろいろ廃材が持ち込まれたりといったことも現実に見ている人も多いわけですが、そういうことで、ずーっと今日まで来ているわけですが、それが実際どうなっているのか、具体的に、仮にどっかの企業に、あるいは個人に賃貸を無償でさせているのかどうか、あるいは暗黙の内にさせているのかどうか、そこら辺をちょっと非常に目立つ場所で、多くの関心が寄せられておりますので、どうなっているのかっていうことで寄せられておりますので、敢えてこの事例について質問させていただきます。

それと、3番目の町営住宅の件ですが、概ね私が予想していた答弁で非常に分かり易く答弁いただいたので分かります。

ただ、継承制限通知の趣旨などで言うと、あるいは公営住宅法もありますし、町の条例もあるわけですが、そういう点で言うと、配偶者以外という、本当は同居しているケースとして、子供やあるいは親が同居しているケースが大分あるのではないかと思います。そういう点で、こういうことが出てくると非常に困る人たちがいると思います。

そういう関係で、私は町の独自の対応っていうふうに言いましたけれども、それは可能なわけですから、同居している子供はやはり新しく家を建てたりという、そういう能力がないということであれば、やはりそこに住ませるといようなことも人情的にも必要ではないかというふうに思うわけで、そういう意味でも、独自の対応ということも言ったわけです。

国交省の配偶者以外には後継人にはさせないと、そして現在の古い町営住宅についても高齢者が入居していて、連れあいが亡くなって一人暮らしになっているそういう所も多いわけですが、そういうことでそういう独自の対応が必要ではないかということでもって、私はもう一回質問したいわけです。

住宅セーフティネットについては、今説明していただいたとおりの内容で、さらに言うならば、この法律が出来て、一応、国の方には基本方針というのを策定して公表しております。その中では住居を持たない人たちや、いわゆる住宅困窮者と言いますかね、そういう人たちに対する対応として、市町村にそういう窓口を設置するようなそういう方向も国の方からきちんと示されております。

そういう点で町だけではなくて、業者、例えば宅地建物取引業者についても、そういう委員会をつくった中での一部を担うというようなそういう方針までも具体的に示されておりますので、そういう点も考えて、今後対応して欲しいというふうに思います。

最後に水道料金の値上げの問題です。

合併の協議会が進められて来る中においても水道料金については当分の間、値上げはしないというようなそういった意向もかなり示されていたわけで、そういう点で考えた場合に、この4月から、水上地区だけを、他の110円ですか、新治と月夜野に合わせる形でもって、倍増させるっていうことでもって方針が出されたことに対しても私も反対したわけですけども、それがこの4月でしたから、まだ1年も経たない内に、またその新しい答申が出されて、このような値上げがされるということは、どうも次から次へということでもってね、ちょっと心外です。

それは一番最初からもっと、総合的に長期的な計画で、こういうふうな値上げの計画ということであれば、4月の段階でも分かったかもしれませんが、敢えて水上地区だけをやっておけば、これは通りやすいということもあるのかもしれませんが、そういうふうな何か心理的な作戦的なことでもって、こういうふうな形での値上げを出されてきてしまったというような、そういう支配介入という捉え方もやはり私もせざるを得ないんです。

現実には水道については生きる上でもうこれは欠かせません、もちろん。

現実の問題として、水道料も高いからできるだけ水を使わないようにっていうふうに非常に苦労して生活を営んでいる人たちの実態も私もよく知っております。お風呂の残り湯を洗濯機に入れて洗濯に再利用したり、また庭の植木の水やりにも使ったりと、そういう努力でもって水道料を10円でも20円でも下げようという努力をしている家も多いわけなので、そういう点からすると、それらの現実をやはりあまり考えないで、ただ値上げすればいいというふうな、そういった生活弱者のことをもう少し真剣に考えてもらえないかということをお私に思うわけです。そういう点で先の質問をさせていただいたわけです。

一応、再質問は以上です。よろしく申し上げます。

議長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長 (鈴木和雄君) 関係課長にも、また答弁いたさせますけれども、最初に消えた年金の関係ですが、国民年金被保険者名簿のことについてでありますけれども、ただこの名簿がはたして、町のものなのか、国のものなのかということもありますよね。

さらには先ほど申し上げましたように、大分期間も経っておりますし、関係者に町からこれをやっていいものなのかどうなのか、大変に私も疑問に思っています。

しかし、先ほどもお答えいたしましたように、照合、照会等があった場合には、協力をしているわけですから、それしか方法がないではないかなというふうに私は思うのですけれども、これを出してしまうことによって、かえって混乱してしまうのではないかなというふうに思います。

しかも全地区に全部あれば良いのですけれども、月夜野地区はありませんので、だから今までと同じように照合や照会等があった場合に出来る限り町として協力をしていくというのが一番良いのではないかと考えております。

いろいろとこの問題について、穂苅議員にはご苦労いただいております、伺っております感謝するところでありますけれども、やはりご意見として言われますように、この問題は国民、町民に取りまして大きな問題でありますから、そういう不信に思われている点等々、いろいろあるとすればですね、やはりこういう残されている資料を活用して解決をしていくということについては、私は町としては協力をしていきたいなというふうに思うわけであります。それから町有地の関係、それから町営住宅の関係については担当課長から答弁いただきます。

それから水道料金の問題については、なぜもっと早くから全容を解明して出さないか、段階的に出してくるのは心理的なものがあるのだろうというお話ですが、そういうことは一切ありませんから、ご理解いただきたいと思えます。

3つの町村が合併になりまして、今、一番大きな問題はもちろん全体の一般会計の財政状況にありますけれども、この一般会計の財政状況を上手く再建していくためには、やはり開会の挨拶で申し上げましたように、自治体健全化法の問題がありまして、連結で赤字の問題が出た場合に、イエローカードが出されるという一つの危険性があるわけですね。

したがって、この特別会計については問題があればこれは早期に解決をしていかなければ町全体の財政に関係しますので大変に心配するわけであります。

しかしながら、それぞれの会計上の問題もありますし、地域によって会計が違ってまいりますのでなかなか全体の把握が出来なかったというのが事実であります。

やっこここに来まして、行財政改革調査会の皆さん方の答申等によりまして、ある程度の全容が分かりましたので、それを基にしまして今回新たに検討委員会の方に諮問をしてご意見をいただいたというのが実態であります。

結論から申し上げますと、私も料金は上げたくはないのですよね。実際のところトン当たり150円でしょう。確かに上げたくはないです。だけれども、ではどういう方法があるかということなのですよね。その方法が無いのですよね、一般会計から入れるしかないのですよね。ところが一般会計はご案内のとおりであります。

したがって、段階的に町民の皆さん方をお願いするしかないというふうに今私は残念ながら思っているのです。

日本共産党として、穂苅議員として、こういう良い方法があるよと、そういうのがありましたらですね、ぜひ教えて欲しいし、場合によったら我々自身の方でいろいろ提案することに対して、いやあこれは上手くないとするならば、議員提案か何かで議会の皆さん方と協議をなされて、町民がより良くなる方向に持っていってもらえたらというふうに思っている次第です。

この水道関係等については特にしっかりとした健全計画を立てませんと繰り上げ償還の問題、それからこれからの施設整備をするに当たりまして、新たな投資、起債等も起こすことが出来ませんので、そうなりましても町民の皆さん方の直接的なライフラインが確保できなくなりますから、そういうことも念頭におきながら、取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

では各課長から答弁いたさせます。

議長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 普通財産の管理についてお答えいたします。

先ほど、説明させていただきましたように2万筆以上ありまして、普通財産でもおそらく2千筆以上あるだろうということで、個々の状態が分からないのですけれども、たまたまご質問の土地については、今年、使用申請が出ております。これが一時使用で申請が出ておりまして、私も決済しましたから覚えているのですが、町の発注した工事を受注して、その工事に伴う資材置き場として貸して欲しいということで、現在貸しているということでございます。

長期にわたって貸すような場合については、やはり適正な対価無くして貸す場合は当然、議会の議決が必要となります。ところが一時使用の場合は、もちろんお金、使用料もいただいておりますけれども、そういった町の発注工事に伴う資材置き場ということで、今まで旧水上町でもそうやって貸していたのだということになって、一時使用の契約をしているということでございます。

そのほかにも、こういった例は相俣のドライブイン跡地を普通財産で持っておりますが、国交省が発注した工事で、受注した会社が使わしてくれということで、期間が短い場合などは少額の使用料はいただくとしても、そういった貸し方、期間が限定されている場合は貸しておりますし、また大きなイベント等を行う場合はもちろん、それは町の事業と言いますか、公園などの中で行う場合は、町有地である土地を駐車場として使ってもらおうというのは、本当に一時的でありますので、使っていただいているという状況でございます。

議長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） 公営住宅の継承制限と住宅セーフティネットの関係であります、「親の死後、子が住めず」、あるいは「申請者死後、親住めず」ということでありますが、公営住宅法で言われているのは、生計を一つにしている期間が一年以上については継承を認めていくということでございます。

但し著しい入居者がいた場合、都市部でよく見られるような競争率が10～20倍などというような状況下におきましては、こういった法律を遵守し特定の者が公の施設と継続反復的に居住ということになりますと、さて疑問かなと思っております。

但し、みなかみ町の状況でありますけれども、柳田団地を除く中層耐火構造の建物につきましては、通年0.9%くらいの空室を推移していますことから、この辺についてはそれ程の対応をすることはまだ当面なかろうと思っております。

それとセーフティネットの関係ですけれども、やはり先ほど申し上げました町営住宅が9%くらいの空室と同様に、それ以上に民間住宅は空室がございます。3地区とも安価なものから、間取り等様々な住宅ニーズに応える得るような空室が空いていると思いますことから、敢えて住宅困窮者のための窓口を設けるということは現在考えておりません。

議長（傳田創司君） 8番穂苺清一君に申し上げます。

発言時間はすでに40分となっておりますので会議規則第56条の規定により、この答弁のみ特に発言を許可いたします。

議 長（傳田創司君） 上下水道課長鈴木初夫君。

（上下水道課長 鈴木初夫君登壇）

上下水道課長（鈴木初夫君） 先ほどの質問の中に合併時についての質問があったかと思いますが、そこでは当分の間、現行のままでと確か書いてあると思います。

この当分の間という解釈なのですが、書類を見ますと概ね3年を目途に料金の見直しをするということになっております。

それから新しい答申がまた出されたという話なのですが、実際に平成18年度に料金審議会の方で答申が出されまして、その中で長期的な展望に立って新たな10年先の計画をまた立てなさいという指摘がございまして、それに伴ってこの検討委員会を立ち上げたわけでございます。

ですから、料金審議会については、「平成21年度までに料金の統一を図ります」ということで、それ以降の関係についてですね、今回の答申をいただいたところでございます。以上です。

議 長（傳田創司君） 以上をもちまして、8番穂苅清一君の質問を終わります。

通告順序第7 1番 前田 善成 1. 町の具体的増収策、 水道事業のこれからの展望と方向について

議 長（傳田創司君） 次に、1番前田善成君の質問を許可いたします。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 通告に従い、町の具体的な増収策、水道事業のこれからの展望・方向についての一般質問をはじめます。

みなかみ町の現在のブランドとしての商業価値は、都市部と比べかなり低いものとなっております。

ましてや都市部と同様の建築構造による金額査定、高止まりした土地価格による固定資産税の金額の負担を高いと感じている事業者は少なくありません。

その中には、事業に有利な税金対策、事業者金融策、製造経費、維持費のかからない町への移転を考えている事業者も少なくありません。

また、住民の中には住民税の高騰も国の政策であるにもかかわらず、みなかみ町のせいだと勘違いする声をよく聞きます。

そこで、みなかみ町の住民が誇りと希望を持って住んでいけるように、オンリーワン地域の政策を、地域としての評価を上げるとともに、地域の活力の創出を行い、地域のブランド化を推し進め、地域外の資金・人材を呼び込み、地域経済のイメージを高める戦略として、みなかみ町で事業を展開している皆さんに、省エネルギー地球温暖化防止策を行う事業者を認定し、その計画を産業支援機構の支援のもと行う県のGS事業を利用した環境対策事業を全町で取り組むことで創られる共通のブランド化をイメージ化することで、環境に対する差別化、またネットを活用した災害に強い地区の特性を活かした差別化を行う

こと。

また、利根川源流の町に相応しい水資源（中水利用）や森林資源（ペレット利用）の循環型の利用を推進すること。

例えば、森林保護や害獣対策の間伐を産業化し、間伐材を利用し燃料とする取り組み、プラス、家畜の糞尿の活用によるバイオマス、そういった事業を行い、これは県で地域活性化対策として発表されているもので、ご承知のとおりだと思いますが、従来の工場誘致などと異なり、雇用増進や法人税の増収策の全町の対策になると考えられます。

また、水は大切な資源であり、飲料水に関しては、石油よりも高く、生活排水の浄化を社会全体で実行する世の中になりました。今までの住民から求められてきた生活のための水道事業の性質とは異なってきました。

そのため、これらの住民ニーズを的確に反映し、住民から求められる水道事業の姿について、住民本意で分かりやすく、利根川源流の町に相応しい付加価値のある安全安心のニーズにマッチした事業形態や組織であり続けるための考えをお聞かせ下さい。

以上で一般質問を終わります。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 前田善成議員のご質問にお答えいたします。

今、質問内容をお聞かせいただきましたが、要旨等をいただいている中で判断しますと、「町の具体的な増収策」、それから「水道事業の展望と方向性」という2点にまとめて答弁をさせていただきます。

最初に、**みなかみ町のブランド戦略**についてであります。みなかみ町はご承知の通り、780 Km²の広さをもちまして、その約9割が森林であります。

新町建設計画では、基本理念として、「私達は利根川源流の森・山・川を守ります」と謳っております。この広大な森林は、私達の宝であり最大限活用することが重要であると認識しております。

今や森林は水の源であり、CO₂の吸収源対策として、森林整備の促進が求められております。

平成19年度以降の6年間には、全国で55万 ha の育成林の整備が必要とされておりますが、そのうち群馬県で求められている森林整備は7千 ha であると伺っております。

このため19年度においては、町有林をできるだけ間伐による整備をしたいと取り組んでおります。

来年度も引き続き、町有林の整備を進めると共に、民有林についても整備を促進したいと考えております。このように森林整備を中心とする地球環境の保全は、みなかみ町の地域資源を活かした町づくりに、大きな手がかりになるものと考えております。

前田議員が言われます、GS（群馬スタンダード）認定制度も、その一つであると思っております。

現在、利根沼田地域で認定されている事業所は31社で、沼田市が19社、みなかみ町が6社、片品村が5社、川場村が1社という状況であると伺っております。

県では認定事業者の増加を進めておりますので、町としても出来ることがあれば、協力をしていきたいと考えております。

取り組みの実例では、省エネ対策として空調温度の適正化や効率蛍光灯の設置等があります。また、廃棄物減量化では、両面コピーの徹底やグリーン購入の推進等が上げられており、こうした取り組みは役場でも率先して実行していきたいと考えております。

現在はゴミの減量化を推進しておりますが、更に普及するように努めると共に、間伐材の燃料化や廃油のBDF（バイオディーゼル油）化等の環境対策が可能かどうか、検討していきたいと考えております。

こうした取り組みがある程度の実績を上げることにより、みなかみ町のイメージが向上し、森林体験等による交流人口の増加等も期待されますので、交流事業の推進も図りながら、産業振興に努めてまいりたいと思います。

次に**水道事業の展望と方向**であります。

水と森防人宣言の町としてスタートしました「みなかみ町」は、利根川最上流、水源の町として、下流域の市町村と交流を行っております。

しかし、豊富な水はありますが、水利権等については、非常に乏しく水道水源の確保に苦慮しているところであります。

この度、「上下水道経営改善検討委員会」より出された答申は、水道料金を段階的に値上げして、経営の安定化を図り、併せて恒久的な施設整備の必要性の理解を、町民に求めるものであります。

そのためには情報を公開し、老朽化した施設の修繕や、近年クローズアップされているクリプトスポリジウム等の除去施設の整備が必要であります。また、石綿管の更新が急務であり、水量が不足する地域には、新たな水源を確保して、安定した水の供給に努めなければなりません。

また、上水道と簡易水道の会計統合は、平成22年を予定しておりますが、施設の統合は経営の安定化を図り、平成28年度を目途に進めているところであります。

水道事業は、収益事業でありますので、町民の利用料金で経営が成り立つ内容でなければなりません。

しかし、今年度も一般会計から8,600万円の繰入金で経営が成り立っている状況であり、この依存体質はいつまでも続けることはできません。

また、一時借入金の原因になっている料金未納は放置できず、滞納者に対しては、厳正な徴収体制をもって収納に努めてまいります。

また下水道事業も、水道事業と同じく収益事業であります。下水道料金の答申は、将来、1トン当たり150円は高いとのことですが、現在1トン当たり、旧月夜野地区は基本料金900円で超過料金が1トン当たり100～130円であります。

旧水上町は900円の統一料金であり、旧新治村は基本料金1,200円で、超過料金は1トン当たり110～120円であります。

このような中で、現在は一般会計から多額な繰り入れをして事業を行っておりますが、この事は環境保全を第一に考え、町民が健康で文化的な生活が送れることを願うからであります。

しかし、現在の処理原価は、1トン当たり400円以上もかかっております。

従って、今年は事業の推進にあたり、一般会計から5億4千万円の繰入金を行っており、このうち約3億8千万円は交付税措置のある基準内繰入金であります。

以上のように、上下水道事業は一般会計から6億2千万円余に上る繰入金で賄われているのが現状であります。このような状態が続いたら、町の財政は破綻してしまいます。

将来150円にしても使用料のみでは、採算が取れない事業内容であります。「先送りの悲劇」にならないように、少しでも一般会計からの繰入金を減らす努力が肝要であります。

同時に、利根川源流の町の存在感・価値観を訴えながら、新たな財源の確保に努め、少しでも町民の負担が少なくなるように努力をしていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

議 長(傳田創司君) 1番前田善成君。

1 番(前田善成君) 町長が仰るように、カーボニュートラルという考え方に立って、間伐材の利用を木質チップでペレットに添加して、考えている行政体は、利根郡近郊でも川場村・渋川市などで取り組みが見られます。

群馬県では、木質チップと家畜の排泄物を利用したペレットで低温ガス化の取り組みが盛んに行われており、去る11月25日付け上毛新聞でも「新エネルギー政策」ということで発表されています。

そこで、新治地区の資源リサイクルセンター活用策として、毎年1,800万円余の赤字を出すのではなく、そこにバイオマス事業として、県で選定している地域結集型共同研究事業の一環の中に入れてもらい、資源リサイクルセンターの健全経営の方向を見いだしていく考え方がおありかどうか伺います。

また上下水道料金高騰について、住民に悪いイメージだけを持たせてしまっていますので、源流の町であるということや水の重要性が対外的にアピールできるようにするため、お風呂や生活水の再利用(中水利用)を考えた、中水利用の施設の促進などに、先ほどいわれたGS認定事業の融資等を利用して、全町で取り組んでいく考えについてお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) ただ今、2事業についてのご質問であります。

まず1点目は、木質チップ・糞尿等を利用して、バイオマス事業を取り入れ、それをリサイクルセンターに使ったらどうかという一つのご提案であります。

すでにアメニティセンターにおいては、一般廃棄物処理に当たりペレット性にして、それを固形燃料化して、利用しているということはお案内のとおりであります。

資源リサイクルセンターについても、こういう方法が取れないかという提案もいただいておりますので、現在、そういう情報を基に、はたしてあの施設がそういう方向で出来るかどうかいろいろと担当課中心に考えております。

しかし資源リサイクルセンターについては国の補助事業、そして町、利用者の一部負担金をもって建設している事業でありますから、実施に当たりまして、やはり関係者とも協議をしなければならないと思っております。

いずれにしても新エネルギーを作って、それを上手く活用することはこれからの時代にとって、極めて大事なことでありますから、そういうお話を受けたこれを契機として、一層、これを検討していきたいと思っております。

この関係について農政課長、何かありましたら、後ほど答弁いたさせます。

それから、使用した水の再利用、中水利用の問題についてですけれども、上流の地域にいるとしても、先ほど申し上げましたように豊富な水を確保しているという状況ではないわけでありますから、そういうことが実際可能なかどうかですね、それはやっておられるところも聞いております。みなかみ町として、そういう事業を取り入れられるのかどうか、まだ検討はしておりません。担当課長の方で何かそういう考え方があれば、後ほど答弁いただきます。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 利根川源流の町ということで、間伐材を利用した森林整備というお話でございます。資源リサイクルセンターについては、議員さんを含めて検討委員会を立ち上げております。5つのダムから出る流木材、また間伐材、これらを水分調整ということで利用していこうという意見も出ております。

先ほどもお話がありましたが、産業機構等を利用して、もっといろいろ活用が出来ないかということでございますが、これらについても私の方でも県とご相談をしてみます。

その中において、県については利用計画があるだろうと、当初の計画どおり行ってくれと、いろいろ提案するのは良いけれども、県としてはそれらについては良いという回答は出せないということでありますが、このままにしていけないかなということは感じておりますので、これは前向きに検討していきます。その辺はご理解いただきたいと思っております。

議長（傳田創司君） 上下水道課長鈴木初夫君。

（上下水道課長 鈴木初夫君登壇）

上下水道課長（鈴木初夫君） 先ほどの前田議員のご質問の中水活用についてですが、この関係についてはやはり水を大切にということからきているのではと思いますが、雨水等を利用する場合、中水利用ということになります。今、町で私の知っている限りでは上牧にありますカルチャーセンターが、中水利用をしていると思っております。

その他に小さい一般家庭で雨水を取って、それを利用しているわけでありましてけれども、それについて融資ができないかというお話なのですが、なかなか融資については私の知る限りでは補助金等が見つからない状況であります。今後そういうものがあれば探していきたいと考えております。以上です。

議長（傳田創司君） 1番前田善成君。

1番（前田善成君） バイオマス事業については、2006年のバイオマスニッポン総合戦略会議という場において、これから5年間で間伐・稲等のそういうものを使ったバイオマス事業が一番発展するだろうということで、それが飛躍的に伸びていく可能性が一番持っているという発表もありますし、バイオマス事業の取り組みについてかなり政府の方でバックアップをしてくれるという声明も出ておりますので、そういうものも活用していただければ、実際にリサイクルセンターで働いている職員の方は自分たちでトウモロコシに自分たちが作った肥料を使って、それを築地に出荷して、最高位の認定をもらっているという努力もしていますので、なるべく事業として成立できるようにいろいろな形でサポートしていただけると有り難いと思っております。

次に中水利用についてですが、実は高松市では事業化、補助金化しています。

これは雨水を使用した場合のみなのですが、上限で10万円、事業者に対しては15万

円ということで補助を出している自治体もあります。

特にダム建設においては、昨今、世の中の人たちがあまり良い印象を持たなくなってきたという背景もありますので、ダムを抱え水源地区であることを対外的にアピールしている「みなかみ町」としては、（雨水利用をして、補助金化していくことで）そういう面が下流の人たちに理解してもらえる取り組みをしていったらどうかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えになりますか。

議長（傳田創司君） 上下水道課長鈴木初夫君。

（上下水道課長 鈴木初夫君登壇）

上下水道課長（鈴木初夫君） 先ほど高松市の例がありましたが、この高松市の10万円補助金制度についてはインターネットで調べたところ、これは恐らく市独自で支出しているのではないかと思います。ただ、町民皆さんの方にいろいろ負担、水道料金の値上げということ打ち出しておりますので、ここで10万円の補助金というものを下水道会計、水道会計どちらかになるとは思いますが、支出するのは大変厳しいと考えます。したがって、今の段階で特別会計から支出するというのは無理という感じがしております。以上です。

議長（傳田創司君） 1番前田善成君。

1番（前田善成君） 今のお話ですが、会計から支出するのが厳しいので、GS認定事業を活用されたらどうかということで、GS認定事業のお話（提案）をさせていただいております。

この事業は、実際には設備投資や周辺整備の旅館等の改善にも使用できますので最高で1億円程度のお金が使えます。いろいろな意味で今融資を受けられない経営状況の旅館経営者もいらっしゃいますので、救済策として、町を上げて考えたらどうかという意図もありまして、その辺の所を含んでもらえたら、中水利用を促進する意味が出てくるかと思えます。

特に水道料金について、高額という話がありますので、水道代を抑えて、逆に下水道代はしっかりもらおうと、そして下水道処理材として間伐材の炭を使っていければ、循環型の町の取り組みになっていくのではという将来的な考え方もありますのでご検討いただければと有り難いと思えます。

それから財政調査等で答申がありました財政悪化の原因である未納の温床のような言われ方をしている水道事業を敢えて、専門管理者を置くよう申し込まれていたように記憶しています。が、今回、水道事業と環境事業を合わせることによって、ゴミと一緒にするような、また町の悪いイメージを持つような組織編成をなぜ今しようとしているのか、それについてお聞かせ下さい。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 環境課はゴミ処理を中心に行っておりますけれども、ゴミが総て悪いということではないと思うのです。ゴミをきれいにしていくために、環境課があるわけでありまして、環境が美しくなることによって、良い水が取水できるということで、特に環境課と水道課が一緒になるから、イメージが悪くなるとは、私どもはそういうふうには考えておりません。以上です。

議長（傳田創司君） 上下水道課長鈴木初夫君。

（上下水道課長 鈴木初夫君登壇）

上下水道課長（鈴木初夫君） G S 認定制度については、現在、私ども特別会計でやっておりますので特別会計ではちょっと無理かと考えております。

議長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） G S 認定制度等についてお答えいたします。

ご承知のとおり、地方分権型ということになりまして、非常に国の提案事業を受け付けるとか、県の方もそのような事業を独自にしまして、G S 認定制度についても県が独自で森林事務所を通して回っていますので、「いついつにみなかみ町を回るよ」とか、「町村も協力しろよ」というようなことは割合とないのですね。

むしろ、町民からいろいろ要望を受けた事案がどのように反映されるかという形に町の方も機構を変えて、町民の提案等について、県や国や国の各種外郭団体等ありますけれども、そういうところに持っていきなり何かをしてですね、そして良い補助事業等を持ってくるような形にしていけないといけないというのが、段々そういう形になってきたなと感じております。

そういったところで、今回、機構改革が行われるわけなのですが、町民から申し出されるいろいろな環境の事業もそうでしょうし、他の団体育成事業、そういったものも含めて、要望を受け付ける窓口等を庁内に作って、窓口が県・国・他外郭団体等といろいろ協議をしながら、事業が実現できるのかどうか、そういった対応をさせていきたいと思っております。ですから、そういう中で融資の問題等も対応させていただきたいと思っております。

議長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 今毎日、各省庁から出される一般事業に対する補助公告というのが3千数百種類出ております。今まではその公告を各県・町村におふれを出して使いなさいという形を取っていたのですが、今はそうではなく、それを見つけて事業化していきなさいという時代になりましたので、そういうものを活用して財政が厳しい、みなかみ町ですから、安い金利でいろいろな事業が出来るものを逆に行政が、「こういうものがありますよ」という照会の出来るシステムを作ってもらえたら、こういうものについてももっと浸透するのだと思います。

また、水道事業については負債等の問題がありますので、そういうことが明確になるように、環境課が持っている余剰金などがそこに使われないようなチェックが出来る機構を要望し一般質問を終わりたいと思っております。

議長（傳田創司君） これにて、1 番前田善成君の質問を終わります。

通告順序第8 1 2 番 小野 章一 1. 水上小学校給食センターの今後の運営方針について

議長（傳田創司君） 次に、1 2 番小野章一君の質問を許可いたします。

（1 2 番 小野章一君登壇）

1 2 番（小野章一君） 議長の許可をいただきましたので、通告にしたがいまして、一般質問させ

ていただきます。

現在、みなかみ町においては、合併前の旧町村単位の3箇所中学校給食センターがあり、旧町村単位の学校区に対し、それぞれ給食を提供している状況にあります。

月夜野・新治地区の給食センターについてはドライシステムで運営されているのに対し、水上給食センターについてはウェットシステムで運営がされております。

特に水上小学校給食センターについては、昭和40年に建設されたもので、施設も老朽化しており、施設修繕にかかる経費もバカにならないものがあります。

衛生面でも、大変に心配される状況であるとともに、19年度予算に計上された額においても6,800万円余と大変大きなものとなっております。

昨今の少子化に伴う児童生徒の減少等からすると、月夜野給食センターで水上地区児童生徒分の給食を含めての対応も十分可能と思えます。

また、調理・配送時間等についても、大丈夫だと思いますが、財政状況の厳しい中でぜひ前向きに検討する必要があると思えます。

以上のことから、水上学校給食センターの今後の運営方針、考え方について、町・教育委員会の考えをお伺いいたします。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 小野章一議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、水上給食センターにつきましては、月夜野・新治給食センターと違い、施設そのものも昭和40年4月に開設された施設で、しかも当初、中古材を使っただけの施設建設ということで老朽化が心配な状況であり、毎年の修繕費においても、まさにご指摘のとおりバカにならないものがあります。

調理場の方式についても、お話ありましたように月夜野・新治の各センターはドライ方式なのに対し、水上給食センターはウェット方式で対応しております。

そのため常に運営について、注意を怠ってはならない状況にあるわけであります。

現在の食数については、月夜野給食センターにおいては1,800食の処理能力があるのに対し、現状は約1,200食の食数で対応しているということで、水上給食センターで現状対応しているのが、約600食ということで、今の600食を賄うことも可能な状況であります。

水上給食センターの平成19年度当初予算は、6,805万9千円という大きな額になっており、調理に係る業務委託料だけを見ても、約3千万円という大きな額になっております。

現在、シダックスに調理業務委託をしている関係から、契約期間の問題もあり、配送時間や保温等についても充分検討して、なるべく質問の主旨に沿った対応が出来ればと考えております。前向きに検討をしたいと思っております。以上です。

よろしく願いいたします。

議 長（傳田創司君） 12番小野章一君。

1 2 番（小野章一君） ただ今、教育長の方から答弁をいただきました。

学校給食センターの処理能力については、月夜野給食センターが1,800食の処理能力ということで、先ほど教育長が言われたとおりであります。

現在、1, 200食ということであります。また、新治給食センターは1, 000食の処理能力を持つ中で、現在800食ということであります。水上給食センターにおいては、老朽化したとは言え、1, 800食の処理能力がある中で、現在600食分の給食を調理しているのが現状であるかと思えます。

先ほど、ドライ・ウェットというシステムの中ではありますけれども、安全管理面については事故無くやってきたということに対しては、敬意を表するものでございます。

これにつきまして、今、私の訴えるところは、今後、少子化による児童生徒数の減少を考えると、水上地区学校給食について、月夜野給食センターで調理することも可能と考えますがということであり、また、前向きに考えていただけるということでもございました。

現在、給食の配送時間等についてということですが、月夜野給食センターを利用するとしますと、距離にして約15kmくらいかと思えます。時間にして、約20分くらいと思われそうですが、この点については、現在の配送方法が大変保温状態の良いもので配送していると言うことを聞いておりますので、僅かこれくらいの距離であれば、今の児童生徒数を考慮すると、月夜野給食センターで賄える範囲かと思われそうです。

先ほどシダックスに業務委託しているというお話がありました。契約ということもありましたが、何年契約ということもあろうかと思えますが、やはり町の実情を考える中での早急な対応というものは求められるべきかなと思っております。

今、答弁いただきましたけれども、給食の配送時間等について、自分の考えを申し上げました。

また、平成19年度水上給食センターについての予算は6, 805万9千円の計上でありますが、やはりこの予算を有効に、処理能力はあるわけですので、対応できるものとして利用することによって、6, 800万円余は全額とは言いませんが、大きな歳出削減につながるのではないかと思いますけれども、その点についてもお伺いいたします。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） お話は良く分かりますので、先ほど申し上げましたように、検討させていただきたいと思うのですけれども。

一つ心配されるのは、藤原学区なのですね。食数も少ないのですが、幸知小まではいいと思うのですが、藤原地区が冬期、少し心配されるのですが、配送時間が遅いですから、ほぼ大丈夫かと思うのですが。その辺も良く検討・研究をして、前向きに議員が言われるような方法で給食が賄えれば、大変に経済的にも財政的にも良いのではないかと思いますので、検討したいと思います。ありがとうございました。

議 長（傳田創司君） 12番小野章一君。

1 2 番（小野章一君） 現在、水上給食センターの中で藤原学区の対応をしているのではと思いますが、藤原学区についても先ほども申し上げましたとおり、プラス約20分くらいの時間で配送できるのではないかと思うわけです。

冬期間の積雪等も考えられると思いますが、私が申し上げたのは、月夜野給食センターから水上給食センター間のプラス時間ということを出してあります。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 良く分かりましたので、検討したいと思います。

議 長（傳田創司君） 12番小野章一君。

12番（小野章一君） それでは、しめくりに町長に改めてお伺いいたします。

今、教育長の方から、教育関係について答弁がございました。

この水上学校給食センターの今後の運営方針等について、町長としてどのように考えておられるかお聞きします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 学校給食センターの問題については思い起こしますと、今から10年ほど前に町村長・教育長会議を開きまして、旧3町村の給食センターが大分老朽化しているということで、ついでには月夜野地区あたりに3町村の給食センターを作ろうじゃないかという話をしたことがございます。

その実現に大きな期待をしていたわけでありましたが、残念ながらそれができなかったわけでありまして。そこで新治村のことを思いかえしますと、新治給食センターも旧中学校を改修して、使用していたというような関係から、もう新しく建てなければ、この事業が出来ないという状況に至りまして、新治村の場合には給食センターを新築して、確か平成14年8月に新しい施設で事業を再開したという状況でございます。

その後、いろいろと市町村合併の問題点等々が論議される時代になったのですが、その中で月夜野地区も施設の老朽化から、新しくしなければならぬということで、月夜野地区も施設を新築したわけでありまして。

そこで合併となったわけでありましてけれども、合併に当たりましては、旧水上町にあっては、先ほどご質問がありましたように、大変に施設が老朽化しているので、これを何とか新しい給食センターを作ろうという、議会と行政の話し合いを持つ中で、合併に臨んだということも、当初伺ったわけでございます。

しかし、少子化がこのように進む中で、さらには月夜野・新治に新しい施設があるだけにですね、これを何とか活用して、水上給食事業を上手く補完できないかということもいろいろと議論してきました。

教育委員会ともその辺を議論し、教育委員会としては、やはり水上地区にも藤原小・中学校があるだけに距離が遠いということで、そういう意味でぜひ何とか水上にできないかという話もあったのですが、やはりそこは何か今ある施設を活用して、そして給食事業を継続したい旨の話を現在しているところであります。

そういう中で今年度は、シダックスという民間業者に委託をして、お願いしているわけでありましてけれども、今までの経過を見ますと、3地区とも上手く回っていくのではという感じを実はもっております。

今、小野議員の方からもいろいろと質問がありました。

教育長も、それに対する前向きな答弁があったわけでありましてけれども、私といたしましても、やはりそのような方向でこれから臨んでいきたいと思っております。

そして、また行財政行動改革指針が出来たわけでございますし、その中で施設の統廃合という問題について、検討委員会もこれから立ち上がってこれから検討に入るわけでございますので、そういうなかでも大いに議論を深めてもらえたら、有り難いと思っております。

行政という一つの枠組みを出来るだけ小さくして、そして民営化できるものは民営化し

ていこうという姿勢で、これから臨む考えでありますので、ぜひ小野議員の提案のような方向で、この給食事業の問題点等については取り組んでいきたいと考えているところです。以上です。

議 長（傳田創司君） 12番小野章一君。

12番（小野章一君） 今、施設の統廃合ということで、町長の方からお言葉がありました。

あと1点ですね、町長にお伺いしたいわけなのですけれども、現在、平成19年度の児童数は、2,410名ということであります。3年後の平成18年度に生まれた子供たちが幼稚園入園児には2,110名となり、10年後を仮に一学年150人と仮定した場合に12学級で、中学校は6・3というふうに数えると1,800人くらいと想定できますので、1,800食の処理能力がある給食センターがあれば間に合うのかなと思うわけです。

この中には、教職員の方々が300人近くいるわけですが、そういう方達を含めていないわけですが、こういった将来を踏まえてですね、これから町づくりをしていくなかで、昨日も施設の整備ということでいろいろ案が出されておりました。

このような中で考えられますことは、今後こういった少子化等の実情を踏まえてですね、こういった計画で町づくりを行っていくのかということをお聞きしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ただ今の10年後については一学年150人くらいになるだろうというお話ですが、そのくらいでいてくれれば良い方で、もっと下がる危険性があるあるわけですね。平成17年で出生数108人ですよ。平成18年が確か134人だだと思いますけれども、そのような少子化状況でありまして、この地域は急激に少子化が進んでいるという町であります。

したがって、これに対する取り組みについては、現状のままでは上手くないので、これを今、小野議員が言われますように150人とか160人にですね、そういう児童生徒がいるような町にしていかなければならないという、大きな我々にも使命があるわけでありまして。そのためには観光・農業を始めとして、利根川源流の町として、この地域の存在感、価値観を訴えながら、町づくりを進めていくことが大切なわけでありましてけれども、幸いに水・環境という問題、そういう問題が見直される時代になりました。

大いにその辺を訴えながら、交流事業等も盛んにして、既存の産業や興業導入等をするなかで町そのものを活性化していきたいと、その中で少子化対策にも少しでも寄与出来るように頑張れたらなというふうに思っている次第です。

このように少子化が進みますので、今ある施設を新たに作るということは、やはり将来の財政を考えますと控えるべきであろうと、今ある施設を有効に活用して、この給食事業等についても対応していくのが懸命な策であろうと考えております。

それには行政だけではなくて、いうならば公設民営的な考え方を持つ中で、この事業は進められたらと思っている次第であります。以上です。

議 長（傳田創司君） 12番小野章一君。

12番（小野章一君） 今、質問に対して、前向きな答弁があり、期待するところでもあります。

早期改革をお願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

議 長（傳田創司君） これにて、12番小野章一君の一般質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議 長（傳田創司君） 以上で、本日の議事日程第2号に付された案件はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。

明12月8日から、12月13日までの6日間は議案調査のため、休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、明12月8日から、12月13日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

散 会

12月14日は、午前9時から会議を開きます。

なお、当日は8時30分より議会全員協議会が予定されておりますのでご承知おき下さい。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（ 12時00分 散会 ）